

徳島県告示第五百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次に掲げる者をふるさと徳島魅力創造発信事業に係る寄附金の指定納付受託者として指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年十一月七日

徳島県知事

後藤田

正

純

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号 楽天クリムゾンハウス	令和五年十月十二日
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町二番一四N E・SビルN棟二階	同 九月十三日
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町一番三	同